

第2号様式

(入札の公告)

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部北見農業試験場公告第3号

次のとおり制限付一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

令和7年9月30日

地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長 小高 咲

1 入札に付す事項

(1) 契約の目的の名称及び数量

物品（書庫）の売買契約 一式

(2) 契約の目的の仕様等

別紙仕様書のとおり

(3) 履行期限

令和8年3月13日（金）

(4) 納入場所

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部北見農業試験場

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

(1) 令和7年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の購入の資格を有すること。

(2) 北海道又は地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「道総研」という。）が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、北海道又は道総研が行う競争入札への参加を除外されていないこと。

(4) 当該調達物品に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。

(5) 物品調達に関し、迅速なアフターサービス、メンテナンスの体制が整備されていること。

(6) オホーツク総合振興局管内に本社又は支店(営業所)を有すること。

3 制限付一般競争入札参加資格の審査

(1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定を準用した制限付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の（1）から（6）に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和7年9月30日（火）から令和7年11月5日（水）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 申請書類の提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 〒099-1496 常呂郡訓子府町字弥生52番地
地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部
北見農業試験場総務課（電話0157-47-2146（直通））

(2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

常呂郡訓子府町字弥生5番地

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部北見農業試験場総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 常呂郡訓子府町字弥生5番地

地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部北見農業試験場 講堂

(2) 入札日時 令和7年11月12日(水)午後14時

(3) 開札場所 (1)に同じ

(4) 開札日時 (2)に同じ

6 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除等は、地方独立行政法人北海道立総合研究機構契約事務取扱規則(平成22年4月1日規程第48号。以下「取扱規則」という。)第9号各号の定めるところによる。

7 契約保証金

(1) 契約を締結しようとする者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金又はこれに代える担保を納付すること。

(2) 契約保証金の納付の免除等は、取扱規則第37条各号の定めるところによる。

8 郵便等による入札の可否

認めない。

9 落札者の決定方法

取扱規則第19条に規定する場合を除き、**取扱規則第10条第1項**により定めた予定価格(単価)の制限の範囲内で最低の価格(単価)(最低制限価格を設定したときは、予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格のうち、最低の価格)をもって入札(有効な入札に限る。)した者を落札者とする。

10 落札者と契約の締結を行わない場合

(1) 落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

(2) 契約書の作成を要するとした契約について、落札決定から契約を締結するまでの間に落札者が指名停止を受けた場合は、契約の締結を行わないことができるものとする。この場合において、落札者は、契約を締結できないことにより生じる損害の賠償を請求することができない。

11 契約書作成の要否

要

12 その他

(1) 無効入札

開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、取扱規則第15条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 低入札価格調査の基準価格

取扱規則第19条の規定による低入札価格調査の基準価格を設定していない。

(3) 最低制限価格

取扱規則第20条の規定による最低制限価格を設定していない。

(4) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税抜き価格相当額（単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(5) 契約に関する事務を担当する組織

ア 名称 地方独立行政法人北海道立総合研究機構農業研究本部北見農業試験場総務課

イ 所在地 常呂郡訓子府町字弥生5番地

ウ 電話番号 0157-47-2146（直通）

(6) 前金払

前金払はしない。

(7) 概算払

概算払はしない。

(8) 部分払

部分払はしない。

(9) 入札の執行

初度の入札において、入札者が1人の場合であっても、入札を執行する。

(10) 入札の取りやめ又は延期

この入札は、取りやめること又は延期することがある。

(11) 入札執行の公開

この入札の執行は、公開する。

(12) 債権譲渡の承諾

契約の相手方が契約の締結後に中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第3条の4の規定による流動資産担保保険に係る融資保証制度を利用しようとする場合において、この契約に係る支払請求権について契約の相手方が債権譲渡承諾依頼書を道に提出し、道が適当と認めるときは当該債権譲渡を承諾することができることとしているので、留意すること。

なお、承諾依頼に当たっては、道が指定する様式により依頼すること。

(13) その他

この公告のほか、競争入札心得その他関係法令の規定を承知すること。